南丹市地域公共交通会議議事録

南丹市地域公共交通会議 事務局 (南丹市地域振興部地域振興課)

# 南丹市地域公共交通会議(令和5年4月25日開催)議事録

- 1. 招集年月日 令和5年4月13日(木)
- 2. 開催年月日 令和5年4月25日(火)14時10分~15時30分
- 3. 開催場所 南丹市役所2号庁舎3階 301会議室
- 4. 委員の総数及び出席者数並びにその氏名
- (1)委員の総数 22名
- (2) 出席者数 14名
- (3) 出席した委員の氏名 別紙出欠状況のとおり

#### 5. 議事の経過の要領及び議事別の議事事項

#### 司会

定刻となりましたので、只今から南丹市地域公共交通会議を開催させていただきます。皆さま方におかれましては何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。本日の会議を進行させていただきます市役所地域振興部長の平井でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは初めに南丹市長西村良平より挨拶を申し上げます。

#### 西村市長

皆さんこんにちは。本日は令和5年度の第1回南丹市地域公共交通会議をご案内させていただいた所、皆様方には大変お忙しい中繰り合わせてご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ご承知のようにこの地域公共交通会議につきましては、地域の中の公共交通のより良い姿、市民の皆さんのニーズに積極的に応えられるような交通体系をいかに作っていくのかという事で、それぞれ公共交通を担っていただいております、サービスを提供して頂いております担い手の皆さんや利用者の皆さんで構成されます。地域の代表であったり、あるいは産業界の代表、また福祉の関係の皆さんや子どもたちの教育を支える先生方やPTAの皆さん等、色んな立場の方々がご参画いただきながら本市の公共交通のあり方をご議論いただくわけでございます。

今日の公共交通は鉄道や路線バスを核としながら、タクシーや 福祉の有償運送などもございます。様々な形態の中からそれぞれ の目的に合わせて地域の皆様方にご利用いただいております。し かし少子高齢化の波の中で年々維持が困難になってきているのが 現状です。更に特に残念な事でございますが、JR 嵯峨野線及び山 陰本線につきましては令和2年度から減便されていまして、今年 の3月のダイヤ改正においても更に園部~胡麻間で減便されたと いう事で、様々な市民の日常活動に支障が出てきております。この ような状況も鑑みまして、去る2月25日に南丹市・亀岡市・京丹 波町の多くの皆様のご参加によりまして総決起集会を開催させて いただきました。JR 山陰本線の減便措置の早期復元という事で今 まで以上に増やすという事ではなく、とりあえずコロナを理由と して減便されてきましたが、一定落ち着いてきた時点で元に戻し てくれという事でJRにお願いをしておりますが、戻すどころか更 に減便という大変厳しい状況になってきております。3月の終わ りにはJR 西日本の京都支社に更に要望書を提出いたしました。2 市1町での取組みとして共同要望書を提出に行ったところでござ います。更に5月の連休明けには京都府知事に対してもJRに対 して強い働きかけ・要望をしてほしいという要望を伝えるために お伺いする日程調整をしておりますが、そんな取組みもして継続 的に働きかけを行っていきたいと思っております。

しかし一方では、特にそれぞれの周辺地域で高齢化が進む。そんな中で高齢者の移動手段の確保が非常に大きな課題となっております。自治会や小学校の旧村単位で民間団体や住民同士の助け合いで外出支援に取り組まれている地域も少しずつですが増えてきております。更に訪問型のサービスの B 型を活用して対象は限られますが送迎に取り組んで頂いている地域もございます。

こうした状況の中で公共交通を取り巻く様々な課題の解決に向けまして委員の皆様のお力をお借りいたしまして、地域公共交通計画を今年度策定していきたいと考えております。本市にとって最も望ましい交通体系を委員の皆様にご議論いただきながら、これからの本市の公共交通施策の基本・根本となるべき地域公共交通計画の中に皆さんの議論の内容も盛り込んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、委員の皆様には今後ともより良い公共交通 の構築に向けてご尽力を賜ります事を心からお願い申し上げまし て、開会にあたりましてのお願い、また御礼のご挨拶とさせていた だきます。どうぞひとつよろしくお願いいたします。

司会

次に今年度初めての会議となりまして、公共交通会議の委員任

	期は8月末となっておりますが、各団体・業者等の役員交代や人
	事異動などによりまして今回新たに委員としてご就任いただいた
	皆様方を順次ご紹介させていただきたいと思います。お手元の委
	員名簿の順にご紹介させていただきます。
	【委員名簿読み上げ】
司会	それでは以上の方々を代表しまして、稲留様に委嘱状の交付を
	市長からさせていただきますので前の方へお願いいたします。
市長	【委嘱状交付】
	お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。
	その他の新任の委員の皆さんにも一つよろしくお願いいたしま
	す。
司会	ありがとうございました。
	│ │ 他の新任委員の皆様には時間の都合上委嘱状は資料と合わせて
	  お配りさせていただいております。ご確認いただきますようお願
	いいたします。
	なお本日、橋本みゆき委員、大牧秀夫委員、世木佳文委員、佐野
	  清委員、中薮裕介委員、中西正樹委員、山内守委員から欠席の連絡
	を頂いております。
	また京阪京都交通株式会社 代表取締役社長 阪本委員の代理
	として町田課長、京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部 企
	画・連携推進課長 平委員の代理として押坂主事に、南丹市教育長
	國府委員の代理として柴田教育次長にそれぞれお世話頂いており
	ます。
	本日の地域公共交通会議につきましては、委員数 22 名に対して
	代理含めて14名のご出席を頂いておりますので、条例第6条第2
	頃により本会議が成立していることをご報告いたします。
	それでは開会にあたりまして前田会長からあいさつを頂きま
	す。
前田会長	失礼します。本日はお忙しい中皆様には南丹市地域公共交通会
	議にご出席を賜りまして大変ありがとうございます。紹介いただ
	きました私、会長を務めております前田でございます。どうぞよろ
	しくお願いいたします。
	さて、公共交通に関しましては全国的な課題ではございますが、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	とりわけ新型コロナウィルスの感染拡大以降は利用者が減少しま
	して、かねてからの少子高齢化の影響も重なり、公共交通の維持が
	年々難しくなってきております。特に鉄道は令和2年度以降のダ
	1

イヤ改正に伴い減便。路線バスにおいても路線運行の見直し・廃止 という事で大変取り巻く状況は厳しくなっております。

直近では皆様の記憶にもあるかと思いますが、新聞の報道で園部駅から福知山駅間の西日本JRバス園福線の撤退がニュースとなりました。このような交通関係の以前には考えられない諸問題が起きている状況を改善すべく、地域公共交通会議にて委員の皆様の議論も賜りまして、より良い交通網の形成を図りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれら取り巻く諸問題を解決すべく、交通施策の原本となる地域公共交通計画の策定、また策定に伴う協議会の設置等につきましてご議論いただきたいと思っております。司会からもありましたように、今日は公共交通会議と協議会の2部構成となっておりますので、長時間となりますが進行の方お世話になりたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 司会

ありがとうございました。それでは次第5になりますが、地域 公共交通計画に係る国の制度概要につきまして、国土交通省 近 畿運輸局 京都運輸支局の稲留主席専門官様からご説明頂きたい と思います。よろしくお願いします。

## 稲留委員

ご紹介頂きました京都運輸支局の稲留と申します。これから南 丹市さんの方で地域公共交通計画を作るという事で、その計画を 策定するにあたりまして 10 分ほどお時間を頂いてこの計画がど ういったものなのか、国の制度に基づくものですので少しお話さ せて頂こうと思います。よろしくお願いします。

お手元の「地域公共交通活性化・再生法とは」というカラーの資料に沿ってご説明させていただきます。この地域公共交通計画は地域公共交通活性化・再生法という法律に基づいて策定して頂くものでございます。この法律はどういった事を目的としているかというと資料の一番上にありますように、地域公共交通の活性化および再生のための地域の主体的な取組み等を推進することを目的とした法律になります。

なぜ地域の主体的な取組みが必要かと言いますと、先ほどの挨拶でもありましたように、自家用車の普及や生産年齢人口の減少であったり、また新型コロナウィルスの影響や運転手不足、原油価格の高騰などの色々な要素によって民間の交通事業者さんが収益を確保する形で公共交通を担うという事が南丹市さんに限らず全国的に難しくなっている状況です。そんな中で自治体さんだけ、交

通事業者さんだけでは中々公共交通の維持が出来ないという事で 地域全体で支える・考えるといった事が必要になってきていると いう事でこういった制度が出来ております。

具体的にどういった計画かと言いますと、資料の地域公共交通 計画にありますように、地域にとって望ましい地域旅客運送サー ビスの姿を明らかにする地域公共交通のマスタープランになりま す。原則として全ての地方公共団体において策定いただきたいと いう事で法律上は努力義務としてなるべく作って欲しいとお願い している所でして、南丹市さんにおいても今年度策定いただく流 れとなります。そして資料にあります通り、自治体や地域の交通事 業者、あるいは利用者などにより構成される協議会などを通じて 作成いただくことになっております。

ここにある協議というのが1つ重要なキーワードとなりまして、皆さんで協議をする。要は自治体さんや事業者さんにお任せする・要望する、そういった事は要望に関しては別ですけども、単に要望する場ではなく皆で協議する・考える場として協議会をお願いしております。各委員の皆様がそれぞれの立場で公共交通、ひいては地域の活性化のために何が出来るのかという事を皆で智恵を出しあって議論が出来ればと思っております。

もちろん私もこの協議会の委員となる予定でございますので、 一緒に考えていきたいと思っております。

続きまして2ページ目、地域公共交通計画の記載事項をご覧ください。具体的にこの計画にどういった事を記載するかと言いますと、資料の①~⑦までの事項を記載いただくことになります。基本的な方針、計画の区域、目標、目標を達成するための事業・実施主体、計画の達成状況の評価、計画期間、その他必要事項といったものになります。そして記載については基本方針に基づき作成することが必要とありますが、国の方で策定のポイントをまとめた基本方針が出されています。そのポイントにつきましては3ページ目にあります。大きく4つピックアップされています。

1つ目が町づくり・観光振興などの地域戦略との一体性の確保となります。公共交通は乗る事自体が目的ではなく、基本的には何かの用事があって乗るものであります。そういう意味で町づくりであったり観光振興、あるいは教育や健康・福祉や環境など様々な分野と公共交通は密接な関係を有しています。そういった関連の計画や方針は南丹市さんでも色々あると思いますので、南丹市ら

しい特色のある計画を策定いただきたいと考えております。

2点目は地域全体を見渡した地域旅客運送サービスの持続可能な営業の確保です。ここでは持続可能というのが1つキーワードとなります。限られた資源・財源で持続可能なサービスを提供するという事で、まずは現在運行されているバスやタクシーなどの既存の公共交通サービスを最大限有効活用する事を模索していただきたいと思います。その上でネットワークが適切か、ダイヤ・運賃の見直しの余地があるかという事も必要に応じて検討して頂きたいと思っております。

3点目は地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせになります。路線バス、あるいはタクシーなどによるサービスの提供が困難な場合は公共交通以外の技法・手段も検討の余地になるかと思います。ただ公共交通以外の移動手段の活用に際しては、既存のバス・タクシーの路線やダイヤなどが競合しないようにする。利用者のニーズだけでなく交通事業者さんの実態についても把握しながら検討いただきたいと思います。

4点目は住民の協力を含む関係者の連携になります。地域公共 交通について検討、あるいはサービスを運用するにあたっては交 通事業者や地域住民、あるいは行政などの多様な人たちと連携し ていく必要があります。その為にもこういう会議の場が重要にな りますが、それ以外でも普段の打ち合わせや会話の場などを大事 にして頂いて、事前の認識共有や信頼関係の醸成に努めて頂きた いと考えています。

以上4つのポイントに加えて一番下の計画策定の部分ですが、 定量的な目標の設定と毎年度の評価・分析を行っていただきたい と思います。計画は策定すること自体が目的ではなくて計画に定 めた目標を達成するために取組みを進める事が大切です。計画を 策定したら施策の実施状況や目標の達成状況などを毎年度調査・ 分析・評価していただいて、その結果を国に報告していただくとい う制度となっております。

以上が地域公共交通計画についての概約説明になります。

最後に地域公共交通活性化・再生の法律についてですが、実は先週の金曜日に丁度法律改正が可決されまして一部法律が変わります。書面にも色々と書いてありますが、一番今回の改正でお伝えしたいのは法案の概要部分の1つ目にある地域の関係者の連携と協働の促進という部分がひとつ大きな核になっております。法律の

目的自体に地域の関係者の連携と協働というのが追加されていま して、また国の努力義務としても関係者相互間の連携と協働の促 進に努めることと追加されています。 要は皆さんと一緒に連携して皆で考えていくことが法律で改め て明文化されたという事ですので、私も一緒に考えていきたいと 思いますのでよろしくお願いします。以上でございます。 ありがとうございました。 司会 それでは次第6の会議の議事事項に入らせていただきます。こ ちらにつきましては会長に進行をお願いします。 前田会長 それでは議事に入ります。 第1号議案「南丹市地域公共交通活性化協議会の設置について」 を議論しますので、事務局から説明をお願いします。 第1号議案 南丹市地域公共交通活性化協議会の設置について 事務局 説明させていただきます。着座にて失礼します。 第1号議案資料をご覧ください。地域公共交通の活性化および 再生に関する法律第6条に規定する法定協議会を南丹市地域公共 交通活性化協議会として設置する、としております。以下設立事由 について説明させていただきます。 近年の少子化、運転手不足、公的負担の増加などにより公共交通 を地域で維持することが困難となりつつある。また民間の交通事 業者が収益を確保できる形で公共交通を担うという構造は限界に 達しており、今後は地方公共団体が中心となり多様な関係者が連 携する事で地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保する施策 を議論し実行していく事が重要である。 こうしたことから各地域における公共交通施策の憲法となる地 域公共交通計画を策定し、町づくりや観光施策との連携、交通機関 同士などとの連携強化を図ることが急務となっております。南丹 市としては地域公共交通の活性化および再生に関する法律第6条 に規定する法定協議会を立ち上げ、地域の実情に応じた輸送サー ビスの実現に必要となる事項を定める南丹市地域公共交通計画を 令和5年度(今年度)中に策定したいと考えております。 なお法定協議会と地域公共交通会議は根拠となる法令こそ異な りますが、公共交通という同一のテーマを議論することから、法定 協議会と地域公共交通会議を連動させて運営している地域も多 く、南丹市においても同じ構成員で議論を重ね公共交通のあり方 を考えていく事が望ましいと考える。

以上の事から南丹市地域公共交通活性化協議会を設置すること と、同協議会委員は地域公共交通会議の委員の皆様に併任してい ただく事を提案するものであります。 ご審議のほどよろしくお願いします。 前田会長 説明が終わりました。只今の説明につきましてご意見ご質問は ございますでしょうか。 委員 この計画にある協議会と公共交通会議は同じものですか。 事務局 地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会ですが、この2 つについては根拠となる法律が異なっています。 活性化協議会については地域公共交通の活性化および再生に関 する法律に基づくものでして、地域公共交通会議は道路運送法に 基づいて設立が規定されています。 地域公共交通会議については道路運送のルートや地域交通の運 賃体系、新たなルートなどがテーマになりまして、活性化協議会に ついては地域公共交通計画を定めるにあたっての協議を行うもの となっております。ただその根幹部分として地域公共交通で共通 していて同一とする所も多く、先ほど説明させて頂いたように他 自治体を参考したことになりますが、同一の協議会委員で設立し ている所も多くあります。 南丹市においても同様の形態で進めさせていただきたいと考え ております。 補足をちょっとさせて頂きます。 稲留委員 基本的には事務局様の説明通りですが、元々は道路運送法とい う法律があって地域公共交通会議がありました。実はその地域活 性化・再生法は比較的新しい法律で最初は地域公共交通会議とは 別物だったんですが、道路運送でバス・タクシーを議論する会議で して、鉄道・船などはあくまで道路の運送なので対象外でした。そ ういった法律がいくつか分かれていてそれぞれに法律が出来てい たんですが、鉄道とかバスとかをまとめて一体的に議論すべきだ という事でこの活性化・再生法という新しい法律が出来ました。道 路運送法はそちらの方でバス・タクシーの許可などで必要な議論 をして頂くというのが地域公共交通会議で、活性化・再生法はバ ス・タクシーなどの道路だけでなく船や鉄道など様々なものを一 体的に議論して頂いて地域で計画を作っていただくものとされて いますので、そういう意味で法律が分かれているという事になり

ます。

	ただそうは言ってもバスの議論と活性化・再生法の全体の計画
	の話は連動していて切り離せないものですので、基本的には同じ
	会議で議論されている自治体が大半であるという状況です。
委員	計画のポイントで町づくりや観光資源の地域戦略との一体性と
	ありますから商工会などの事務局員も入っていただいて、観光的
	な部分での情報も得ながら連携して協議した方が良いのではない
	かと思います。
事務局	確かに観光の側面でもそうですし、事務局の指名が適切かとい
	う点もあるかと思いますが、学術的な方、例えば交通学を専門にさ
	れている大学の先生とかがおられない状態です。説明しようかと
	思っていたんですが、今後学識経験者を新たに加える形で進めて
	いって今不足している部分を補完しようと計画しています。
前田会長	他に意見が無いようですので第1号議案につきまして評決を取
	りたいと思います。賛成の方につきましては挙手を願います。
	委員全員の賛成を頂きましたので、南丹市地域公共交通活性化
	協議会の設置につきましては可決されました。
	続きまして第2号議案の南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営
	バス) の更新登録について協議いたします。 事務局から説明をお願
	いします。
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバ
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限と
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はござ
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はございません。
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はございません。 こちらにつきまして引き続き自家用有償旅客運送として運行し
事務局	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はございません。 こちらにつきまして引き続き自家用有償旅客運送として運行していくという事で登録の更新を提案させて頂きます。ご審議をお
	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はございません。 こちらにつきまして引き続き自家用有償旅客運送として運行していくという事で登録の更新を提案させて頂きます。ご審議をお願いします。
事務局  前田会長	失礼します。第2号議案 南丹市自家用有償旅客運送(南丹市営バス)の更新登録について説明させていただきます。 第2号議案の資料2枚組のものをご覧ください。今回自家用有 償旅客運送として南丹市営バスとして運行している白ナンバーバスの登録の更新時期となりました。資料に記載しています通り前 回の更新は令和2年度に許可を受け、令和5年9月30日が期限となっております。現在道路運送法第79条に基づく登録の更新の準備を進めております。本地域公共交通会議の承認を経て更新登録の申請を行う予定としております。 南丹市営バスの起点・終点、キロ程、料金体系は第2号議案に示す資料のとおりです。それぞれ前回の許可時から変更点はございません。 こちらにつきまして引き続き自家用有償旅客運送として運行していくという事で登録の更新を提案させて頂きます。ご審議をお

それでは意見は無いという事ですので第2号議案についての評 決を行いたいと思います。 賛成の方は挙手を願います。

全員の挙手を頂きましたので第2号議案の南丹市自家用有償旅 客運送(南丹市営バス)の更新登録につきましては可決されまし た。

続きまして第3号議案 デマンドバスの運行経路について協議 します。事務局から説明をお願いします。

#### 事務局

第3号議案 デマンドバスの運行経路について説明させていた だきます。お配りしております資料の第3号議案、1枚ものの資 料をご覧ください。

南丹市で運行しておりますデマンドバス、八木地域の野条バス 停について提案いたします。現在当該のバス停は資料の青線・青丸 で示す箇所にバス停を設置しております。しかし、集落内から離れ た場所にあり、地元利用者から集落内の公民館前にバス停があれ ばより利便性が増すといった要望がございました。今回野条バス 停を第3号議案の資料に示す通り野条公民館前に移設し、利便性 の向上を図るものでございます。

なお当該の区間はフリー乗降区間の取り扱いとなり、現在の野 条バス停から乗車される方もその場所で乗車可能とする予定でご ざいます。

実施時期については国交省への届出等の関係もあり、今年度 10 月ごろを目処として実施する事で調整しております。

以上第3号議案 デマンドバスの運行経路についてご審議をお 願いします。

## 前田会長

ありがとうございました。デマンドバスの野条バス停を公民館 前に移設するという事でした。何かご意見ご質問ありますでしょ うか。

無いようですので評決を行います。 賛成の方につきましては挙 手を願います。

ありがとうございました。委員全員の賛成を頂きましたので、第 3号議案 デマンドバスの運行経路については可決されました。 議案は以上となりますが、その他ご意見等ございますでしょう か。

#### 稲留委員

ちょっと最後にお時間いただきまして、再配達削減というチラシを配っております。公共交通からはちょっと離れるかもしれませんが少し PR をさせて頂きたいと思います。

宅配の再配達削減という事で、再配達が非常に多いという事で ドライバーさんの負担だったり環境への負荷を減らすことを目的 として、今月令和5年4月を再配達削減PR月間として皆様に協力を求めている所でございます。

なぜ今月かというと、バス・タクシーも一緒ですけどもトラック 業界についてはドライバーが大変不足しています。そういう中で 来年の4月に時間外労働時間の上限規制という事で労働時間の規 制が少し厳しくなります。もしかしたらその影響で一部地域で貨 物を運ぶのが困難になるのではということも報道されていまし て、物流の2024年問題として扱われております。そういった中で 再配達削減について皆様に協力を求めております。

なぜそういう事をするかというと、もちろん運送事業者さんも 効率化するために努力されているんですが、運送業は自動車を運 転する時間が1日の多くを占めている中で交通事情や気象条件な どに業務が非常に左右されやすいという事で、会社やドライバー 努力だけで効率化していくのは難しい状況にあります。その中で 宅配便で大きな負担となっている再配達削減に向けて改めて協力 を求めています。

公共交通、バス・タクシーについても利便性と効率性のバランスを取る事によって持続可能な公共交通を構築していくという考え方ですが、物流についても全く一緒でして、利便性・効率性を両立させないと持続可能なものにならないという所で効率性の面で再配達は非常に大きな懸念材料になっておりますので皆様にご協力頂きたいと告知しております。

具体的には宅配便を利用する時のアクションとして9つほど書いてありますけども、こういった事を1人1人心掛けて頂きたいというものでございます。皆様におかれましてもご協力いただきたいと思いますし、また国土交通省のHPでも特設ページで掲載しておりますので機会があればPR頂けるとありがたいと思っております。

公共交通からはちょっと離れた話でしたけども、PR は以上となります。

#### 事務局

その他につきまして事務局から失礼します。

お配りしている資料の中で令和 5 年 2 月 25 日に開催しました JR 山陰本線減便措置の早期復元ならびに西日本 JR バス園福線の 存続総決起集会の資料をお手元に配布しております。

総決起集会では南丹市・亀岡市・京丹波町の関係者が一堂に会し、決議書の内容に賛同いただき、西日本 JR バス株式会社には 3 月 16 日に、西日本旅客鉄道には 3 月 31 日にそれぞれ決議書を提出したところですのでこの場をお借りして委員の皆様にご報告させて頂きます。

合わせて西日本 JR バス園福線についての報告事項です。西日本 JR バス園福線は国道 9 号線を園部駅から福知山駅までの間で運行されている路線となります。

こちらにつきましては資料は配布しておりません。口頭のみの 報告となります。

西日本 JR バス園福線ですが、新聞報道でもありました通り令和 6年3月31日をもって運行を取り止める事となっております。こちらにつきまして現在、西日本 JR バスから代替運行が出来る事業者を沿線の市町である南丹市・京丹波町・福知山市、更に京都府において選定等を行っています。この場を借りて委員の皆様に重ねて報告いたします。

最後にもう1点、今後、地域公共交通会議の委員として京都大学大学院 工学研究科 准教授 松中亮治様に委員としてお世話になることを予定しております。学識経験者として豊富な知見を活かし、本市の地域公共交通の発展に尽力いただく事としておりますのでこの場をお借りして重ねて報告いたします。

事務局からその他事項については以上となります。

## 前田会長

ありがとうございました。他にございませんか。

## 委員

事務局からありました園福線の代替運行の件ですが、若干年末 に新聞報道されていたかと思いますが、京都府と福知山市・京丹波 町・南丹市の1府2市1町で協議会を持って検討されておられる のか少しご説明頂ければ。

基本的には民間事業者の方を想定されているのか、現状として どういう選定予定をされているのか差し支えない範囲で説明いた だけますか。

## 事務局

園福線の選定につきましてはその選定に係る協議会を立ち上げるわけではなく、それぞれ南丹市・京丹波町においては既存の協議会もありまして、そちらでは京都府と南丹市・京丹波町・綾部市で構成される活性化協議会がありましてそちらで取り上げられています。福知山市については福知山市の地域公共交通会議の中で議論することとなっておりまして、今回の園福線の関係で新たに協

	議会を立ち上げるわけではなく、既存の協議会を活用することと
	されています。
	重ねて事業者の状況ですが、こちらで知り得る部分だけですが、
	今現在4月21日を〆切として代替運行事業者の公募を京都府主
	導で行いました。実際希望する事業者が一定数あったと確認して
	おります。現状報告出来ることは以上です。
前田会長	ご意見ご質問が無ければ一旦締めさせていただきますがよろし
	いですか。
	それでは以上をもちまして地域公共交通会議を終了したいと思
	います。委員の皆様大変ありがとうございました。
司会	前田会長ありがとうございました。今言われたように一旦公共
	交通会議を閉会させていただきまして、冒頭お話しました通り引
	き続き先ほどの第1号議案でご可決いただきました南丹市地域公
	共交通活性化協議会を始めさせて頂きます。